

9月定例会報告



平成26年第3回定例会が、9月4日～19日まで開会されました。
4日(初日)に提出された「子ども子育て支援法」の制定に伴う条例3件は第1常任委員会へ、平成25年度一般会計決算及び特別会計決算は決算特別委員会へそれぞれ付託して審査を行い、最終日に採決を行いました。本定例会における議案及び採決の結果は次のとおりです。

9月4日審議分

補正予算関係

◎一般会計補正予算(4号)
…賛成多数で可決

補正後の総額
82億2316万円
(8153万9千円の増額)
「オチャッピー」商標登録委託料・山村開発センター耐震補強工事設計委託料の追加・マイナンバー制度に関するシステム改修経費等が主なものです。

◎介護保険事業特別会計補正予算(1号)
…全員賛成で可決
補正後の総額
12億6517万7千円

(3207万7千円の増額)

前年度の事業実績に基づく国・県支出金の清算に伴う返還金が多いためです。

◎簡易水道事業特別会計補正予算(1号)
…全員賛成で可決

補正後の総額
2億8486万2千円
(433万8千円の減額)
水質検査委託の契約実績に伴う減額が主なものです。

条例関係

◎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
…全員賛成で可決

人事案件

職員勤務時間を1日8時間・週40時間から1日7時間45分・週38時間45分に改正するものです。

◎人権擁護委員候補者の推薦
…全員賛成で同意

・下原 泰氏
・森田雅文氏
(久野脇・再任)

◎固定資産評価審査委員会委員の選任
…全員賛成で同意

・藤田 至氏
◎教育委員会委員の任命
…全員賛成で同意

その他

・鳥居 進氏
(下泉・再任)
◎財産の取得(消防ポンプ自動車購入)
…全員賛成で可決
契約先
株式会社サービスマツモト(川根本町徳山)
契約金額
1770万円

条例関係

9月19日審議分
◎川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
◎川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
◎川根本町放課後児童健全育成事業の施設及び運営に関する基準を定める条例
初日に第1常任委員会で審査を付託された

議員提出議案

3つの条例は、定例会最終日に全て全員賛成で原案通り可決しました。詳細は5ページの「第1常任委員会報告」をご覧ください。
◎地震財特法の延長に関する意見書
…全員賛成で可決
地震対策の財源確保の延長を求める意見書です。

決算関係

◎手話言語法(仮称)の制定を求める意見書
…全員賛成で可決
手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けて、国へ法整備の実現を求める意見書です。
◎行政書士法違反書類の川根本町各機関への提出排除に関する請願
…第1常任委員会へ審査付託(継続審査)

一般会計及び特別会計決算認定の採決結果
◎一般会計歳入歳出決算認定
…賛成多数で可決
◎国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
…全員賛成で可決

◎介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
…全員賛成で可決
◎簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
…全員賛成で可決
◎温泉事業特別会計歳入歳出決算認定
…全員賛成で可決
◎いやしの里事業特別会計歳入歳出決算認定
…全員賛成で可決



ゆるキャラ「オチャッピー」(昨年の町産業文化祭にて)



第一常任委員会の審査報告

「子ども子育て支援法」の制定に伴う条例制定 委員会審査の結果、全員賛成で全3議案を可決

9月議会の初日に、第一常任委員会に付託された3件の新規条例を11日午後1時40分から審査しました。平成24年8月に国の「子ども子育て支援法」が成立し、27年4月からの実施に備えての条例制定で、3件とも全員賛成で可決しました。

1. 議案第39号「川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、従来の保育所に加え、認定子ども園や小規模保育等の地域型保育所の運営基準を条例で定めるものです。

問 認定子ども園についてはどうか。

答 子ども子育て会議で「支援計画」の協議中だが、さゆり幼稚園が認定子ども園へ移行するか否かは園の判断。「近隣の状況を見ながら判断する」との回答です。

少子化の中、町としても唯一の幼稚園存続のため園長と協議していく。



第一常任委員会での審査の様子

問 3種類の認定が行われるが、認定証は発行するのか。

答 町が交付します。



2. 議案第40号「川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」では、町が確認することになる給付対象施設の基準を定めるものです。

問 子どものアレルギー対策はどうか。

答 現在は、入園時に調査・確認し、可能な限り除去食で対応している。

問 保育園にスプリングカラーは付いているか。

答 現在付いていない。

3. 議案第41号「川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、児童福祉法の改正

により追加された放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で定めるものです。

問 放課後児童クラブにはどのような影響があるのか。

答 今回改めて条例で基準を定めることになったが、直ぐに影響があるとは考えていない。

問 今後は6年生まで対象となるのか。

答 その通りです。支援員の基準に沿っているか。

問 「町長が適当と認めた者」を従事させている。現在1クラブ3人体制なので、2人以上との規定はクリアしている。

問 対象や受入体制で困ることはないか。

答 経過措置もあり、当面はないが、今後も充実を図っていく。

委員長 都市部での待機児童解消を目的に掲げる法律だが、保育の質の後退や、消費税増税分を原資とするなど問題も抱えている。しかし、当町においては他市町に先駆けて子育てしやすい町づくりを進めるきっかけになることや、条例制定の目的に掲げる「全ての子どもが健やかに成長するための適切な環境」が確保され、「どの保育事業においても安心して保育が行えるよう、施設や人員の拡充」に取り組みされることを強く願います。

